

住所 東京都三鷹市野崎二丁目 8 番 1 号

氏名 有限会社 屋満登興業

代表取締役 佐藤 圭一

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 4 2 2 (3 0) 9 1 8 5

一般廃棄物収集運搬業許可証

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 5 4 条第 1 項の規定により、
下記のとおり許可する。

令和 6 年 2 月 1 9 日

調布市長 長 友 貴 樹



記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系可燃性一般廃棄物 |
| 2 | 事業の区分 | 収集及び運搬 |
| 3 | 運搬先 | クリーンプラザふじみ |
| 4 | 作業場所 | 調布市内 |
| 5 | 業者番号 | 第 2 0 号 |
| 6 | 許可の有効期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

7 許可の条件

条例第54条第5項の該当なし

変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。